

特248

930



* 0017026000 *

0017026-000

特248-930

陪審講演集

梶田年・述

司法省刑事局

第4輯

昭和3

ACH

特248

930

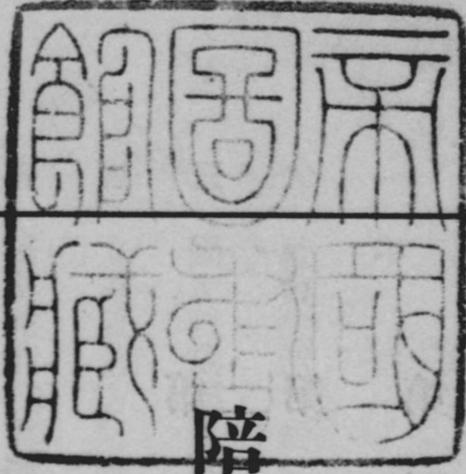
陪審講演集

(第四輯)

東京控訴院長

梶田年述

特 248
930



陪
審
講
演
集
(第四輯)



陪審講演集既刊

第一輯

司法次官法學博士

林 頼三郎

述

第二輯

司法書記官

大 森 洪

述

第三輯

東京地方裁判所部長

島

保

述

陪審の實施と國民の自覺

- 一 序 言……………一
- 二 社會生活に於ける裁判の機能……………二
- 三 國民の裁判事務參與……………六
- 四 立憲政治と陪審裁判制度……………二
- 五 陪審裁判の眞髓……………一五
- 六 陪審員の選定及陪審構成手續……………二〇
- 七 公判審理に於ける陪審員の職責……………二四

| | | |
|----|--------------|----|
| 八 | 陪審裁判と證人義務の履行 | 二九 |
| 九 | 日常の實生活と裁判所 | 三三 |
| 一〇 | 文明國民と正義の觀念 | 四〇 |
| 一一 | 結語 | 四七 |
| | 以上 | |

陪審の實施と國民の自覺

梶 田 年

一

世の中は普通選舉の時代に進みました。又陪審實施の時世になりました。是れは何れも時勢の然らしむる所であつて、社會自然の力に依つて生れ出て來た制度でありませ、恰も春草が慈雨に時を得て、萌え出づると同じことでもあります。謂はゞ時代時勢の產物であつて、斯かる時代時世に、生を享くる國民は之を育くみ培ひ、花咲き又實らしむる義務があるものと思ふのであります。

凡そ世の中の事物は、何事に依らず其れに興味を持つことは、其の事を理解する第一歩であります。能く理解して而も努力することに依つて、其の事は能く成就せられ

るのであります。物事に理解なく努力なくして、成就せられる例は未だ嘗て聞かないのであります。

普通選挙と相並て、昭和維新の御代の劈頭に生れ出て来た此の時代の産物とも謂ふべき陪審制度に付て、國民一般が興味を持ち、之が實施に充分なる理解と努力とを以て、美しい立派な成績を擧げることが出来ましたならば、正義を尊ぶ文明國の民として、法治國の國民として、將た又立憲國の人民として、甚だ愉快な、慶ばしきことであつて、又我國の精華として世界に矜るに足るものであると信ずるのであります。

二

吾々の日常の實生活の各方面を見ると、總有る社會、凡ゆる階級に亘つて、種々の争闘争議があります。又幾多の罪惡が行はれるのであります。是等の争議罪惡といふものは、人間が相集つて社會を組織し、共同生活を爲す以上は、或程度まで避けるこ

との出来ぬ、免れることの出来ぬ所謂ネセツサリー、イヴルであります。是等の争議罪惡が絶えず起つて来るのは、要するに吾々が日常の社會生活に於て、夫々其の守るべき分域を超えて、正義を無視するからである。換言すれば、吾々が社會生活に於ける權利義務といふものを辨へぬ、又之を尊重せぬからであります。是が爲めに他人間は謂ふに及ばず、親族間にも、親子夫婦の間にも争議が起ります。都市に於ては、借地人借家人と、地主家主との間に、地代家賃其他賃貸借に關して争ひが起る。農村に行けば、地主と小作人間に小作料其他小作關係に付て争議が起る、所謂小作争議であります。又工業都市に行けば、労働者と資本主、職工と工場主との間に争議が起る、即ち労働争議であります。又商業都市に於ては商品の賣買取引に付て、商事上の争議が発生するのであります。是等の各種の争議は、近年著しく頻繁に、又甚だ深刻に進んで来た様であります。

更に社會の他方に於ては、都鄙を問はず、殺人とか、強盜とか放火とか、物騒なこ

とが、時々起て來て、吾々の日常生活の安寧を脅すことは、吾々の常に經驗する所であります。

斯様な種々の爭議罪惡は、社會上の害惡として避けることが出來ぬものであることは、前述の如くであつて、此等の害惡を如何に處理すべきものであるか、如何に解決すべきものであるか。是は國を治めるものゝ最も苦心する所で、又國の政治の最も重要な事柄であります。洋の東西を問はず、國體政體の如何に拘らず、古來此の社會上の爭議罪惡を處理解決する方法形式は異なるにしても、何れも廣い意味の裁判に依つて來たのであります。従つて裁判といふことが國を治むる者、國の政治を司るものゝ、最も大切な仕事であつて、實に裁判は國の政治の主要な事柄であつたのであります。

古き羅馬の昔に於ては、執政官をコンサルと謂ひ、フランク王國時代の總督を、やはりコンサルと稱した。コンサルといふのは、裁きをする。裁判するといふ意味である。是を以ても國の政治の中心が裁判であつたことが推察せられるのであります。近

く我徳川封建時代に於ては、將軍が各地に奉行所を置いて、公事を裁かした、即ち町奉行が白洲を開いて公事を聽いたのである、公事は即ち今日の爭議罪惡を裁くことでもあります。以て裁判といふことが、治國平天下の重要な政治であつたことが分りますのであります。

彼のシェーキスピアの戯曲で有名な「ベニスの商人」で世界に知られて居る伊太利のベニス（ベエチャ）と謂ふ町は、所謂水の都で、海から續いて大小の運河が縦横に奔り、此のカーナルが公道となつて居ります。此の水路を彼のゴンドラといふ河舟や小蒸汽で交通して居る。銀行會社商店ホテル等は、此の水路を向いた方が表門である、裏口の方が道路に面して居つて、道路の幅も狭く、陸の交通機關としては、電車一つないのであります。水路の交通は早く、中世の初から開けて商業は非常に發達して居つたのであります。従つて商取引上の爭議も多く、之を解決する爲めに裁判制度も發達して居つた様であります。此のベニスの町の中世時代の王宮を拜觀します

と、壯麗なる王宮の建物の重なる幾つもの部屋が、裁きの場所即ち今日の法廷に使用せられて居つて、其儘今日保存せられて居ります。大法廷とか十人法廷とか民事法廷とか申して、立派な部屋が其儘残されて居ります。而して此の王宮の地下室は幾層にもなつて居つて、監獄として使用せられ、陰鬱な身の毛もよ立つ様な幾多の獄舎が其儘保存せられて居るのであります。斯様に王宮の建物の主要部分が裁判の法廷で、其地下室が監獄である。是れ即ち如何に國王が裁判のことに意を用ひたか、裁判が國政の主要なものであつたかを物語つて居るのであります。

三

我が國に於ては、裁判と謂ふことは、從來専門の裁判官に任されて居りました。一般の人民が裁判に參與する途は、設けられて居らなかつたのであります。乍併明治維新の初め所謂成辰の御詔勅たる五箇條の御誓文の劈頭第一に、「廣ク會議ヲ興シ萬機

公論ニ決スベシ」と明治大帝が宣ひました。此は固より議會政治を興し、國民一般の意見で依つて、國の政治を執り行ふ御趣意でありまして、之に依つて帝國議會は開設せられ、府縣市町村等の地方團體の自治行政の制度は設けられるに至つて、立憲政治の基礎は出來上つたのであります。

昨年秋の府縣會議員の選舉、本年二月二十日行はれた衆議院議員の選舉は、所謂普通選舉でありまして、廣く一般の國民が其代表者を帝國議會なり府縣會に送つて、夫々政治に參與することに相成つたわけで、無論右の御誓文の御趣意を現實にしたものに相違ありません。之に依つて所謂萬機が公論に依つて決せられることとなり、立憲政治といふものは、餘程理想に近い、完全に近いものになつて參りました。乍併立憲政治といふものは、何も國家の歳入歳出の豫算其他財政のことや、國家の法律制定のことを國民一般から選舉せられた國民代表者たる衆議院議員に參與せしむるとか、國民代表者たる府縣會議員市町村會議員をして、府縣市町村の行政財政の切り盛りし、

參與せしむるといふことのみでないであります。國家の裁判事務も亦國家の政治である。是が寧ろ國家政治の主要なものであることは前述の通りであります。それ故に立憲政治の眞の理想は、國家の裁判のことに、一般人民を參與せしめねばならぬのであります。國家の財政行政、立法に一般國民を參與せしむるといふことだけでは、立憲政治の完全な形式ではないのであります。眞に立憲政治の精神を透徹せしめ、立憲政治の形式を整へるには、裁判にも國民を參與せしむることにせねばなりません。國民一般が國家の立法にも行政にも、財政にも、裁判にも參與するといふことになつて、初めて眞の理想的の立憲政治となるのであります。右の五箇條の御誓文に萬機公論に決せよと仰せられたのは、やはり此の裁判のことに、一般人民を參與せしむるといふ趣意が含むで居るものと拜察すべきであります。

乍併裁判といふものは、權利義務の限界を極めて嚴正に判斷して、正義の觀念に、びつたり合ふ様にしなければならぬ、従て如何しても法律の専門的智識が必要であ

る、條理や常識だけでは裁ききれぬ點が多い。然るに明治御維新以來明治時代に於ては、封建時代の後を承けて、國民一般が權利義務の觀念に目醒めて居なかつた。斯ふ謂ふ方面の教養が充分でなかつた。權利義務の觀念に乏しい者を裁判に參與せしむることは、寧ろ有害無益であらう。斯ふ謂ふことからして帝國憲法に於ては「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ裁判所之ヲ行フ」と定められ、人民が裁判事務の主體となることは許されて居らぬ、専門の裁判官のみが裁判の衝に當らねばならぬことゝなつて居つた。——併し是は國民が裁判の主體となり、自ら裁判することが出來ぬといふわけで、國民が何等かの形式に依て、裁判に參與することを禁じたわけではない、所謂萬機公論に決せよとの御詔勅の御趣意と矛盾する所は毫もないのであります——而して明治の聖代四十有餘年の間に於て、「知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ」と仰せられた御聖旨に基いて、盛に西洋の文明文物制度を採り入れると共に、權利義務の思想も輸入せられ、權利義務の基本たる各種の法律が制定せられ、國運の進展と共に

に、國民の權利義務の思想も漸次一般に普及せられ、國民の間には裁判の民衆化とか、國民裁判とか、法律の民衆化とか謂ふ叫びも聞くことゝなつて、一般國民にも裁判に參與せしむる氣運に向つて參りました。即ち何等かの方式に依て、裁判事務にも國民を參與せしめ、其意見を裁判事務に採り容れて、國民、民衆の意思感情、即ち法的意識を裁判に注入し、之を裁判の上に反映せしむる必要が生じて來たのであります。

茲に於て、先づ大正十一年十月からは、大都市に頻々として起る、借地人と地主、借家人と家主との間の争議を解決するに付て、嚴格な意味の裁判に依らず、借家人や借地人側地主や家主側から、夫々調停委員を出して、裁判所の判事を主任として、調停委員會を組織し、此の委員會の手に依て借地借家の争議を解決することになりました。次て近年農村に於ける地主と小作人との小作料其他の小作關係に關する争議、即ち小作争議が頻繁となりまして、其争ひは多く團體的の争議である爲め、其の解決は甚だ困難な問題となつて參りました。是を從來の嚴格な裁判に依て解決するよりも所

謂民意を容れて、争議當事者双方から代表的の意味で調停委員を選定し、専門の裁判官が調停主任となり、調停委員會を組織し其手に依て、兩者間の争議を妥協に導き、調停に依て解決することになりました。此の小作調停は大正十三年十二月から實施せられて居ります。尙又世界大戰以後労働運動の發達と共に、資本家と労働者との間の賃銀其他の労働條件に關する所謂労働争議が、各所の工場等に勃發しまして、此の争議は労働組合の發達と共に全く團體的争議となつて、集團的の罷業怠業の形式を以て顯はれて來るので、到底裁判で解決の出來る問題でなく、其の解決如何は地方産業の興廢、一地方の治安の維持に關係する重大な問題で、又其の解決は甚だ困難なる事柄でありますから、大正十五年四月に、労働争議調停法といふものが發布せられて、先づ鐵道、軌道、船舶の運輸事業、水道、電氣、瓦斯の事業等公共の利益に關する事業丈けに限り、地方行政官廳たる府縣知事が、其の職權を以て事業經營者側から三人、労働者側から三人の代表委員を囑託し、此の六人の委員が資本主側、労働者側何れに

も屬せざる三人の中立委員を選定して、都合九人の委員が委員會を組織して、爭議を調停することになつて居ります。即ち官憲の力に依らず、爭議當事者自身の手で、爭議の解決をすることになつて來たのであります。此の調停には裁判所は干與せぬのであるが、其實質は爭議を解決する方法であつて、やはり廣い意味の裁判と謂ふてよいのであります。

更に吾々の日常生活の最も重要な商業上の取引から生ずる爭議も、やはり借地借家の爭議の場合と同様、商事取引に特別の智識經驗を有する者を委員に選定して、専門の裁判官を調停主任として、委員會を組織して爭議を解決することになつて居ります。此の商事調停も大正十五年十一月から六大都市の所在する府縣、即ち東京、大阪、京都、神奈川、兵庫、愛知の三府三縣に行はれることになつたのであります。

四

以上述べた如くに、吾々の日常の實生活に頻々として、起つて來る所の借地借家の爭議にまれ、小作爭議労働爭議にまれ、商事爭議にまれ、總て其の解決は是を専門の裁判官其他の官憲の手にのみ委ねて置かないで國民自らが、國民の日常生活に起つて來る萬般の爭議に、自ら參加して解決する、國民一般の意見に依て處理することになつて來たのであります。即ち五箇條の御誓文の萬機を公論に決せよ、と仰せられた御趣意に叶ふことになつて來たのであつて、此れが立憲政治の趣意精神に叶ふことゝなるのであります。

右に述べた所の各種の爭議の解決は何れも調停であつて、廣い意味の裁判には相違ありませんが、厳格な意味の裁判ではありません。國民をして厳格な裁判には參加せしむるには、未だ立ち至らなかつたのであります。

乍併國家の政治は、立法行政財政の外、に司法裁判即ち厳格な意味の裁判が、最も重要なものであつて、萬機を公論に決するといふ立憲政治の精神を貫徹せしむるに

は、厳格な裁判にも國民を参加せしめねばならぬ、民衆の意見を探り入れなければなりません。普通選挙が人民の總意を議會に反映せしむると同じく、裁判にも民意を反映せしむるの必要が起つて來るのであります。此の裁判に民意を反映させる制度が、即ち陪審裁判制度であります。それ故に此の陪審裁判制度といふものは、普通選挙と共に、立憲政治の双翼を爲すものであります。此の陪審裁判と普通選挙の孰れかを缺けば、立憲政治は完全なものとは謂へませぬ、跛行的のものとなります。萬機を公論に決せよとの、明治大帝の御誓文の御聖旨を充分に實現することは出来ぬのであります。此の立憲政治の双翼を爲す所の普通選挙と、陪審制度とが、明治成辰の御誓文御宣布の年より六十年を経たる昭和成辰の年から、恰も時を同じくして、昭和維新の御代の劈頭より行はるゝに至つたことは、亦一奇と謂ふべきでありまして、立憲國の國民として、御同慶の至りであります。乍併此の陪審制度も、普通選挙と等しく、國民が立憲國民として、法治國の人民として、又文明國人としての自覺がなければ、其の成

績を擧げて所謂立憲政治の美果を收めることは出来ませぬ。立憲國民たる以上は、能く陪審制度の如何なるものであるかといふことを理解して、其の責任を盡す覺悟がなくてはなりません。

陪審制度は、歐米の文明先進國には、何れの國にも行はれて居ります。獨逸國では世界大戰以後、陪審より更に進んだ參審制度として行はれて居ります。世界の文明國、立憲國法治國に於ては、陪審制度は行はれて居らぬ國はないと謂ふて宜いのであります。若し陪審制度と謂ふ様な暇潰しな厄介なものは、有難迷惑である、御免蒙りたいといふ様な考へを持つ者は、最早立憲國民たる、法治國民たるの資格のない者である、斯う謂ふ様な人々は、宜敷く御隣の支那へでも行くか、或は陪審制度のない、野蠻國へ國籍を移すの外はありませぬ、世界の三大國として自他共に許す、我帝國臣民にして、斯くの如き考へを持つことは、許されない筈であらうと思ひます。

陪審裁判の機能は、右に述べた様なわけで、國民一般の意見を裁判に採り容れ、國民の法的意識、感情乃至國民の輿論を裁判に反映せしむることにあります。其の結果は裁判を法律規則に縛られた窮屈のものから、世態人情に適合した、實際の社會事情を洞察した、又人心の機微に觸れた温情味のある、又幾分寛容性のあるものとなすこととなります。

それ故に陪審裁判は、國民裁判と謂はれ又民衆裁判とも稱せられるのであります。私は尙一步を進めて陪審裁判は、同僚裁判である、朋輩裁判である、又仲間裁判である、と謂ふべきであらうと思ひます。何故なれば、吾々の同僚、明輩又は仲間の間に、前に申した民事上商事上の争議があるとか、吾々の同僚朋輩仲間の者が、過て罪惡を犯した場合に、如何なる裁判を爲すべきかと謂ふ場合に當て、吾々同僚、朋輩又は仲間の者が其裁判に參與するからであります。訴訟の當事者なり、犯罪の嫌疑者なりは、自分の同僚、朋輩、仲間の者が、國民の代表者として、人情を罩めた、同情ある意見

を以て、其理否曲直なり、犯罪事實の有無なりを決定して呉れるのであるから、之に對しては不服を謂ふべき筋合のものではない。縦合法理の嚴密な解釋からは、多少不都合な點があつても、吾々國民の代表者の意思感情が基礎となり、其發露に依て決定せられるのである。謂はゞ世間一般が左様に認定するのであるから、之に對して異議を挾むべき理由がないのであります。一般國民も亦従つて、之に満足しなければならぬ、裁判を批難することが出來ぬのであります。批難の出來ない裁判たる以上は正當な裁判と謂はねばならぬ、訴訟當事者なり、犯人なりは之に悦服することになる、茲に裁判の威信といふものが出來て來るのであります。此れが陪審裁判の妙味であります。從來の如く専門裁判官のみならず所謂官僚裁判ではない、國民裁判である、民衆裁判である、と同時に同僚朋輩仲間の裁判であるといふことが陪審裁判制度の眞髓である、妙諦であります。

右に陳べました様な關係から陪審裁判といふものは、犯罪事件即ち刑事事件に限つ

た事ではない、民事上商取引上の裁判にも行はれ得ること、現に英米諸國では其民事陪審の制度が行はれて居るのであります。けれども我國に於ては、前に説明した如くに、民事商事の争議の重なるものに付ては、之が解決を厳格な裁判の形式に依らず、調停といふ形式で解決することにして、此の調停に國民の代表者たる者を、調停委員として参加せしむることとしたのであります。今日の所では民事陪審の必要は認められて居らぬのであります、而して罪惡に對する處理、即ち刑事事件の解決には調停といふことは、性質上許されないことで、如何にしても厳格な裁判で結末を付けなければならぬから、刑事事件の裁判に國民、一般民衆を參與せしむることゝしたのであります。是が今回我國に於て初めて行はれんとする陪審裁判であります。それ故に我國の陪審裁判は刑事の陪審裁判であります。吾々御互が一般國民の代表者となつて、犯罪者の同僚として朋輩として又仲間として、此の刑事の陪審裁判に干與するのであります。

吾々國民が此の陪審裁判に干與すると謂ふのは、國民の代表者たる陪審員として、自ら裁判するのではない、裁判の主體となるのではない、裁判を爲すのは裁判所であることは、前にも説明した通りであります。歐米諸國の陪審の如く、陪審員が自ら有罪無罪を決するものではありません。併し無意味に裁判に干與するのではない、裁判所が裁判を爲すに付ては、必ず國民代表者たる陪審員の意見を採用せねばならぬ。陪審員の意見を無視して勝手に裁判することは出来ぬ、縦令裁判所が、陪審員の意見が多少事實と相違する點があると考へても、必ず之に従はねばならぬのであります。只陪審員の意見が、如何にも明白に事實の真相に反對して居るが爲め、之に従て裁判することになれば、國家の刑罰權を適正に行ふことが出来ぬ様な場合に限つて、初めて其陪審を解散して、他の陪審を構成せしめて、改めて其意見を聴くことになるのであるが、結局陪審員の意見に従はねばならぬことゝなるのであります。茲に我陪審制度の妙味があります。

而して我が陪審制度に於ては、陪審員が罪責の有無を決するのではなくして、犯罪事實の有無、犯罪事實の内容、其の態様に付て、陪審員から其意見を裁判所に提示するのみであります。即ち事實の判断を爲すのみであります。裁判所が此の判断を相當と認められた場合に於て初めて、之に従つて事實を確定し刑の量定を爲すのであります。それ故に陪審員の事實判断は一種の消極的の効力を有するのであります。是を私は消極的事實判断主義と申して居ります。是れが又我が陪審制度の特徴であります、骨子となるのであります。

六

我が陪審制度は、愈本年十月から實施の豫定になつて居りますが、吾々が國民の代表者として陪審裁判に如何にして參與するのであるか。參與するに至るまでの手續に付て、序でながら其概要を茲に説明して置きたいと思ひます。

吾々は陪審員として刑事裁判に參與するのでありますが、此の國民の代表者たる陪審員を決定するには、衆議院議員や、府縣會議員の如く選舉の方法は用ひませぬ。選舉には種々の弊害が伴つて、公平を期することが出来ぬからであります。

然らば陪審員は、如何にして決定せらるゝのであるかと謂ふに、先づ陪審員の資格ある者を法律が定めて居ります。此の陪審員たるの資格は、普選の選舉人の資格よりは少し程度が高い、制限せられて居ります。即ち三十歳以上の男子で引續き二年以上直接國稅三圓以上納むる者で、普通教育ある読み書きし得る者は、一般に陪審員たる資格があります。此の陪審員たるの資格ある者は、總て當然に陪審員資格者として、毎年九月一日現在に於て、市町村長が陪審員資格者名簿といふものに登載するのであります。此の資格者の内から、陪審員候補者を選定するのであります。候補者の數は一定して居りませぬ毎年各地の地方裁判所長が、所要の陪審員の數を決定して、管内の各市町村に割當てるのであります。小さい村は二三名、町は五六名、都市は三四十名

とか百名とか謂ふ様に人口の割合に依て割當てるのであります。市町村長は其の割當でられた候補者の數丈けを、陪審員資格者名簿に登載した資格者の中から、抽籤を以て選定するのであります。而して其當籤者は當然に陪審員の候補者となるのであります。議員候補者の如く、自ら立候補したり供託金などの必要は無論ありません。市町村長は其當籤者を、陪審員候補者として、候補者名簿を作つて、之に登載致します。此の候補者名簿を市町村長より、地方裁判所長に送付して置くのであります。

地方裁判所長は、陪審に掛ける刑事事件がありますと、候補者名簿に記載したる候補者の内から、三十六人の陪審員の職に就く者を、やはり抽籤の方法で選定致します。此の選定は豫め定めてある順序に従て、各市町村から一人又は數人を抽籤して決めるのであります。此の地方裁判所長が抽籤で選出された三十六人が陪審を構成するに至る陪審員でありまして、之を私は選定陪審員と名づけて居ります。此の三十六人の選定陪審員を陪審事件の公判開廷日に呼出すのであります。選定陪審員として呼出

された者は、必ず指定の時刻場所に出頭しなければなりません。普通事件の證人や鑑定人と同じ様に出頭の義務があります。

選舉權の様に勝手に棄權することは許されませぬ。若し呼出に應じなければ、過料の制裁を受けることとなります。

併し病氣とか其他已むことを得ざる事由で出頭が出来なければ書面で届出をしなければなりません。

右に申しました様な手續で、選定陪審員として呼出された三十六人の内、二十四人まで出頭致しますと、愈々本當に陪審員として、裁判に參與する十二人の陪審員を決定するのであります。此の十二人の陪審員を決定しますには、除斥忌避等の手續があります。即ち刑事被告人となつて居る者と、親族關係があるとか、其刑事事件の被害者であるとか、證人又は鑑定人と爲つたとかいふ様な、法律に定めてある事由があれば、當然陪審員の職務缺格者として、除斥せられるのであります。其残りの内から

刑事被告人及び検事が最後の十二人を残して半数宛、陪審員として參與することに異議を謂ふことが出来る。異議の理由は述べる必要はない、自分の氣に入らなければ、それでよいのであります。是れが忌避の手續であります。

右の除斥忌避の手續が済むで、残つた十二人が、愈々國民の代表者として陪審員と爲つて、公判の審理辯論に立會つて、其職務を盡すことになるのであります。若し選定陪審員の内、除斥忌避を受くる者がなければ、裁判長が呼上げた最初の十二人が右の陪審員として其職務に當ることになるのであります。此の十二人の陪審員を決定する手續を陪審構成の手續と申します。

七

陪審構成手續に依て、十二人の陪審員が決定しますと、愈公判審理に移ります。陪審員は公判審理に立會つて、事件と爲つて居る犯罪事實が、有つたか、無かつたか。

有れば如何なる態様の犯罪であつたか。例へば人を殺したのであるか、人を傷つけたに過ぎないのか、放火をしたかしないか、放火は保険金を詐取する意思であつたか、なかつたか、といふ様なこと、合意心中の仕損ひであるか、其れとも無理心中で本當に相手の女を殺さうとしたのであるか、といふ様なことを評議して決定せなければならぬ。其事件を如何に見るべきであるかと謂ふことを、公判廷の審理辯論を聽いて判断せねばならぬのであります。それ故に裁判長は陪審員に、其判断の材料根拠を示す爲めに先づ刑事被告人に對して犯罪事實の内容詳細を訊問する。被告人は犯罪事實を否認して居るのであるから、犯罪事實の有無の證據調をする。即ち多數の證人の取調をする、又鑑定人の意見を聽く、又證據物件があれば之を示すのであります。斯様にして審理が終ると、検事が其の事件を、如何に見るべきあるか。事件の真相は何處にあるかといふことに就て意見を述べる。是に對して辯護人が被告人の利益の爲めに辯論をするのであります。

最後に裁判長が、右の審理、辯論の結果に就て、利益不利益の證據を取纏めて説明をして呉れる。是れが説示と謂ふものであります。陪審員は此等の審理、辯論、説示を聽いて、裁判長が發する所の問題、即ち前に申した様な事件の有無犯罪の態様を問ふ所の問題に、答をしなければならぬ。陪審員の答如何に依て、或は有罪となり、或は無罪となり、或は重い罪となり、或は軽い罪となるのであるから、陪審員は極めて虚心平氣に、審理辯論を聽いて、自分の經驗から如何に事實を見るべきであるか、其意見を自由に發表しなければならぬ。それ故に審理辯論説示の際には、一生懸命に聽きて居らなければならぬ、被告人の人相とか態度などにも注意せなければならぬのであります。

右の裁判長の發する問題は、書面に認めて陪審員に交付して呉れるので、陪審員は此の問書を受取て、之に對する答を評議する爲めに、評議室に退いて、陪審長を互選して、評議の上多數決を以て問題の犯罪事實の有無、其態様を決定して、答を作る

ことになるのであります。評議室に於て自分の意見を述べる時には、他人の意見に雷同する様なことなく、全く自分の自由意思で判断したことを述べなければならぬ。要するに、國民の代表者である、選良であるといふ自覺と面目とを以て、嚴正な裁判官になつた積りで、職務を採れば間違はないのであります。

陪審員の評議の結果、裁判長の問に對して、然りか、然らずか、の答が出来れば、之を問書に記載して陪審長が署名して、再び公判廷に顯はれて、之を裁判長に差出すのであります。裁判所は必ず此の陪審員の答に從て、裁判しなければならぬ。陪審員の答を無視して、勝手に裁判することは出来ぬ、縱令其答が法律家の眼から見れば、多少間違つて居つても、大體正しい、刑を盛るのに差支を生しない場合には、之に從て犯罪事實を認定することにならうと思はれます。乍併、陪審員の答が明かに間違つて居る。其答に從ては、如何しても、裁判することが出来ぬとすれば、止むなく其陪審員には解散を命することになります。然し折角國民から選定せられた、其の代表者

でありますから、容易には解散を命しない。恐らくは、議會の解散の場合などよりも、尙一層考慮の上でなければ解散は命せられないものと思はれます。若し解散を命じたとすれば、更に前に申した様な手續を踏むで、新しい陪審員を選定して、陪審の構成を爲し、審理辯論等を再びやり直さなければならぬことゝなります。其結果は裁判所や、検事辯護人は勿論證人鑑定人までに、二重の勞務と時間を費さしめ、被告人には未決の儘で、審理の爲め長時間の苦痛を與へ、且多くの國費を費さしむることゝなるのであります。

それ故に陪審員たる者は、其答申が裁判所に採用せられる様に、極めて慎重に審理辯論を聴き、裁判長の説示の意味を味つて、事件の内容性質を能く了解して、裁判長の問に對して判断を誤らぬ様に心掛けねばならぬのであります。判断が誤つて居る爲め、解散を命せられるのは、國民の代表者として、面目を潰すことになるのみならず、決して名譽のことではありませぬ。

八

陪審裁判制度を實施することになれば、吾々國民は陪審員として其職務を盡すべき義務があるのみならず、證人として、時には鑑定人として其職務に當らなければなりません。殊に國民が證人として、忠實に其職務を盡さなければ、國民の爲めに與へられた陪審制度の圓滑なる運用、其發達を期することは到底出来ませぬ。

陪審事件に付て、吾々が證人として呼出される場合、例へば犯罪の行はれた場所に居つたとか、犯罪の場所を實地に見たことがあると謂ふ様な場合、其他犯罪に牽聯して見て知つて居るとか、聞いて知つて居る場合に、其見聞した事柄に付て、尋ねられるのであります。時として又鑑定人として、例へば、被害者を診察治療した醫師であつた爲め、其他犯罪に關係した事柄に付て特別の智識を有つて居るが爲め、其意見を聽かれることもあり、斯様な證人鑑定人として、陪審法廷に呼出を受けた場合に

は、必ず其時刻場所に出頭せなければならぬ。若し自分の都合で出頭しない様なことがあると、其の日の陪審審理を終へることが出来ませぬ。其れが爲めに、審理に立會つて居る多數の陪審員は、帰宅することを許されず、裁判所内の宿舎に泊まつて居つて、而も外部との交通も遮断せられて、窮屈な思ひをして、翌日其の證人なり鑑定人が出頭するのを待つて、審理が續けられることになつて、證人鑑定人一人の爲めに多數の人が迷惑することは夥しいのであります。加之、之が爲めに、陪審員の宿泊の費用や、日當や多くの國費を費すことになります。故に陪審の證人や鑑定人に呼はれた時には、自己一身上の都合などは、犠牲にしても、萬難を排して出頭するの義務があるものと謂はねばなりません。又證人が二日も三日も出頭せぬといふことになれば、其の陪審審理の手續は駄目になつて、仕舞つて、初から手續をやり直さなければならぬ様なことになるのであります。

それ故に、證人でも、鑑定人でも、自己の都合で出頭しないと謂ふことは、多數の

陪審關係者に迷惑をかけ、國費を費さしめ、裁判を遅延せしむることゝなるのであるから、餘程注意して、出頭義務を盡さねばなりません。證人や鑑定人に呼はれて出頭するのは、國家の兵役義務として、簡閱點呼に呼び出されるとか、勤務演習に召集せられるのと、少しも違ひはない、等しく國民としての義務であります。

證人が出頭義務違反の場合には、過料の制裁を受け、又勾引せられることもあります。是れだけで法律上の責任は免れるかも知れませぬが、陪審に關係する多數の同朋や、判檢事辯護士までに、迷惑をかけるのであります。其罪は決して軽いものではありません。其の道徳上の責任は如何にしても償ふことは出来ぬことになります。

陪審裁判といふものは、謂はゞ國民の代表者たる陪審員裁判所の判檢事、被告人の辯護人、及び多くの證人鑑定人の共同の仕事でありまして、其の一部の者が協力しなければ、其の仕事は出来上りませぬ。其れが爲めに全部の仕事が駄目になります。恰も芝居と同じで、役者の一人が、圖法螺を極めて、出て來なければ芝居は打てぬので

あります。馬の足一つ足らぬでも芝居は出来ぬと同してあります。芝居ならば役者の代りを立てることも出来ませんが、證人の代りは立てるわけには参りませぬ。證人に呼出された者は、此の點を能く辨へねばなりません。

それ故に、證人の呼出を受けて、若し病氣其他己むなき事情で出頭が出来なければ、可成く早く裁判所へ届出をしなければなりません。家事又は商業上の差問があれば、之を差し繰る都合を致さんければなりません。證人として出頭すれば、旅費や日當の手當を受けることが出来ます。

尙、證人として注意すべきことは、法廷に立て眞實を述べると謂ふ宣誓をするのでありますから、良心の命する所に従て、自分の経験して知つて居ることを、眞直に記憶の儘に述べなければならぬことであります。證人の陳述を聽いて、陪審員が犯罪の有無を決するのでありますから、證人の陳述が事實に相違すれば、陪審員の判断は間違つて來るのであります。従て裁判の神聖といふことは汚されることになるわけであ

ります。證人として法廷に立つた以上は、神佛の前に立つたも同じであります。虚言を謂へば神佛は之を知つて居る。神罰天罰は立所に來ることを覺悟せねはなりません。宣誓をしながら故意に虚偽の陳述をすれば、偽證罪として重い罪に問はれるのであります。

若し證人や鑑定人となる様な、國民の重大なる義務を盡すことを厭ふ様であれば、最早國民としての資格はない。少くとも文明國人として、法治國の民としての資格はないのであります。斯ふ謂ふ人は前に述べた如くに、宜敷しく支那なり其他陪審も何も行はれない野蠻國に移住すべきが至當であると信するのであります。

九

私は此の機會に、吾々の日常の實生活と裁判所とが如何に密接な關係にあつて、吾々は生れてから死ぬまで、一日として裁判所の厄介にならぬ日はない。裁判所の保護

なくしては一時も安穩な幸福な生活を送ることが出来ぬ、一夜も枕を高くして眠ることも出来ない、と謂ふことを申述べ且、國民が能く裁判所の仕事を理解すれば、裁判所は誠に親しむべき場所で、決して忌み嫌ふべき場所でないといふことを説明して、從來の如く裁判所を敬遠するが如き一般の氣風を一掃したいと思ひます。

吾々國民一般の卑近な日常生活の實際は、如何にして處理せられるのであるか。吾々の財産の安全は如何にして保たられて居るのであるか。出生、死亡、結婚、離婚、養子縁組、離縁、相続、分家、隠居等の人事は如何にして安全に行はれて居るか。吾々が日夜安穩に其業務に就き、又種々の取引を爲し、間違なく圓滑に履行せらるゝのは、何に依て然るか。吾々の此等の日常の卑近な實生活、人事百般が確實に安全に公平に行はれることが、保障せられて居る所以は、何處より來るのであるか。此等のことは、吾々文明國人、法治國民としては、少くも辨へて居るべき筈であります。而も餘りに容易く與へられて居る、又實行せられて居るが爲めに深く考へずに居るのでな

いかと思はれる。餘りに普通のこと、餘りに容易く與へられたことは、有難味を感じることが薄く、之を閑却するのが人間の通有性であります。

茲に稍具體的に例を擧げて話を進めて見たい。例へば吾々の家庭に、子供が生れる、之が届出をせねばならぬ。娘を嫁にやる。婿を採る。倅に嫁を貰ふ。次男に分家させる。親父が隠居する。何れも届出をせねばならぬ。父母が死亡する。息子が相続する。又届出をせねばならぬ。其他人事百般の届出をせねばなりません。此等の届出は市町村役場へ、市町村長宛に爲すのであります。市町村長が其事務を採つて居るのであるが、是等の戸籍に關する事務に誤りがない様に、市町村長を監督し、戸籍に間違があつた場合に、之を訂正させることは誰が爲すのであるか。それは裁判所が爲すのである。區裁判所の監督判事が其の任に當るのであります。

又道樂息子が金錢を浪費する、勝手に借金して家の身代を潰す様な場合に、之を準禁治産者として、勝手に財産の處分が出来ぬ様にする爲めに、準禁治産の宣告を受け

させねばならぬ様な必要が起つて來ます。固より此の宣告は裁判所がするのであります。又も少し程度が進んだ禁治産の宣告も裁判所がするのであります。

又吾々が金銭の貸借をする。年期の徒弟とか工女を備ひ入れる。或は樓主が娼妓に金の前貸をして、所謂前借契約をする。是等の契約を確實にする爲めに、公證人の役場に行つて、公正證書を作つて貰ふ。或は土地家屋の貸借、商品の賣買其他取引上の契約を確實にする爲めにも、同じく公正證書を作成せしむるのであります。此の公正證書は公證人が作成するのであるが、此の公證人を監督して、間違つた無効の公正證書を作成しない様に、公證事務を監督するのは誰がするのであるか、やはり裁判所がする、地方裁判所長が其の任に當るのであります。

又吾々の所有する土地、建物若は船舶を登記して、自分の所有であるといふことを明確にして、他人の侵害を防ぐ。又土地建物を貸金の抵當に取つて、其のことを明かにして、返済のない時には、之を競賣して其代金を貸金の辨済に充てる爲めに抵當權

の登記を致します。又新に土地家屋、船舶を買へは所有權取得の登記をする必要がある。登記しなければ、自分の所有物だといふことを他人に主張することが出来ぬ。他人の侵害を防ぐことが出来ぬ。登記をして置けば何人も侵すことは出来ぬ。如何に多くの不動産船舶を所有して居つても、登記さへして置けば、誠に安全である、枕を高くして眠ることが出来るのであります。是等の登記事務は、區裁判所又は其出張所たる登記所で取扱ふのであります。

又吾々が會社を設立して、事業を經營する爲めには、會社設立の登記をせねばならぬ。合名會社合資會社を設立して、其社員となる。株式會社を設立して、其の取締役監査役となる。是を明かにする爲めに登記をせねばならぬ。登記を経なければ、株式會社であれば、其の株券の發行も出来ぬ。従て會社の株主たる權利も取得することが出来ぬのであります。又個人營業でも、會社でも支配人を置けば、其の登記をせねば、第三者に對抗することが出来ぬのであります。是等の商業登記の事務も裁判所

之を取扱ふのであります。

更に進んで、借家人借地人が、家賃地代を拂はぬ。如何に督促しても聽入れぬ。之が支拂を強制し、又は貸借の土地家屋の返還明渡を求むるには、裁判所に訴を起して、判決を求めて、判決の執行として執達吏に依頼して、強制的に金銭の支拂又は土地家屋の返還明渡をさせねはならぬのであります。執達吏は裁判所の指揮命令に従て、其職務を行ふのであります。裁判を受けぬまでも、借地借家の問題に付て、示談調停を求むるにも、裁判所を煩はさなければならぬ。其他、物の賣買貸借百般の取引に付て、争があつても、親子夫婦間の争があつても、内輪で解決が出来なければ、裁判所へ持ち出して其解決を仰ぐより途がありません。斯様に、民事、商事、人事上の争は、總て裁判所に依て解決を俟たなければならぬことは、吾々が日常體驗して居る通りであります。

更に又吾々の家へ、強盜が侵入して、金品を強奪し去つたとする。其の泥的を逮捕

するのは警察官の役目であるが、之を調べ上げて、金品を所有者に返還せしめ、刑罰の言渡をして、之を監獄へ送るのは裁判所であります。又吾々の營業を妨害し、信用名譽を侵害する者があれば、之を取調を爲し、之を罰するのは、やはり裁判所であります。

其他裁判所は、不良少年を矯正して、社會に害毒を流さぬ様に之が取締を爲し、之を善良な人間に導く様な仕事をして居ります。

斯様に考へて來れば、吾々の日常の實生活は、大抵裁判所と關係がある。裁判所の後楯があるが爲めに、其の保護あるが爲めに、吾々が安んじて、日常の業務に従事し、無事平穩に生活して行くことが出来る。財産の安全も維持することが、出来るのであります。裁判所の保護があつて初めて、吾々の生命財産名譽等が安泰であります。

斯くの如く、吾々の日常の實生活と裁判所とは、洵に密接な離るべからざる關係に

あるものであります。裁判所なくしては、吾々は一日も安心して、幸福な生活を続けることが出来ないわけであります。然るにも拘らず、會々證人又は鑑定人として、裁判所に呼び出されると、自分に直接の利害關係がないが爲めに、出頭することを快く思はない。出頭しても出鱈目を述べ立てると謂ふ様なことは、餘りに自分勝手な、虫のよい、如何にも無理解な仕打ではなからうか。斯かる人々に對しては、茲に猛省を促したいと思ふのであります。

10

以上陳べる様に、裁判所と吾々の日常生活とは、緊密な離るべからざる關係にあつて、吾々は裁判所の保護後援に依て、安閑として泰平無事な生活を續けて行けるにも拘らず、國民が一般に裁判所に親みを持つて居らない。裁判所と謂ふものを了解して居ない、裁判所に理解がない。是は今日多少改まつたにしても、事實として尙存在し

て居ります。裁判所に出入することを、如何にも不吉な場所へでも出入するかの如く考へて居るものも、まだ少なくない様であります。相當智識階級の人々の中にも。斯様な誤まつた考へを持つた人がある様であります。裁判所に勤める役人判事検事と謂へば、別社會の人間、別階級の者であるかの如くに考へる。血も涙もない冷酷な人間であるかの如く考へて居る向もない様であります。是は何が爲めてあらうか。是れは主として、右に述べました裁判所といふものゝ機能作用を知らないが爲めであると思はれます。吾々の日常生活の安全を保障し、其後楯となり保護者となつて居ることを知らないが爲めであります。裁判所と謂へば、博徒や、強盜や、人殺し、を相手にする不吉な場所だ、といふ様な間違つた考へを持つて居るが爲めてはないかと存します。

我が國民の多數の者が何故に斯様な間違つた、不都合な考へを抱くに至つたかといふことを考へて見ると、主として封建時代徳川時代の奉行所の役人の冷酷な仕打や、

御白洲の横柄な取調の模様などを聯想し、又は講談本などで讀んで、裁判所を此の奉行所や、白洲と同様に心得て居る、無智の致す所であらうと察せられるのであります。文明國民として、立憲國の民として、眞に耻つべきことであると信するのであります。

歐米文明諸國に行つて見ると、裁判所を最も尊重すると共に、國民が能く理解し、又親んで居る有様が解かるのであります。裁判所をバレー、ド、ジュスチス、即ち正義の宮殿と稱し、其建物が各國何れも宏壯である。殊に白耳義の都ブラッセルにある裁判所の如きは、天に聳ゆる雄大、宏壯、典雅な建物で、世界有數の大建築となつて居ります。中世伊太利のベニス王宮の建物の主要部分が裁判法廷に使はれて居つたことは前にも述べました。手近い亞米利加の桑港の宏大な、シチーホールの階下は市役所階上は市の裁判所となつて居る。又郵便局の二階を合衆國裁判所に使用して居るといふ有様で、裁判所の建物に出入することを、厭がるといふ様な模様は少しも見えな

い。又裁判官は最も尊重せられ、國家の之に對する待遇も厚いのであります。大審院長の如きは、大統領よりも崇拜せられて居る有様であります。英國の裁判官が、ロード、シツプとして國民崇敬的になつて居ることは茲に申すまでもありません。

是れは歐米文明國に於ては、法律思想が一般に普及し權利義務の觀念が發達して居り、従て正義の觀念が強い、正義を尊重するが爲めであると思はれます。裁判所は正義の行はるゝ所である、正義の殿堂であるといふ觀念が一般に泌み込めて居るが爲めであると思はれます。

歐米文明社會では正義は萬人が之を擁護し、支持するといふ風であります、従て自ら社會に秩序が立つて居る。卑近な例を謂へば、雑沓した停車場で切符を買ふ。後から來た者は先を買ふとはしない、順番を守る。若し後に來て先に出て買はんとすれば、萬人が之を制止する。此の横着者を總掛りで責め立てるといふ風である。他人の權利を尊重すると共に、自己の權利を主張するのであります。或はラツシユ、アワー

に、電車の停留所で、電車に乗るにしても、押し合ひ、へし合ひは起らぬ。順番を守る爲めに停留所の柱に番號札が結へ付けてある。此の番號札を取つた番號順に電車に乗るといふわけである。我國、東京などで、此の制度を真似様としても實行は出来ぬ様に思はれます。又亞米利加に於てランチが行はれるのは、固より善いことではないが、是れは正義を尊ぶの結果であると觀察せられるのであります。兎に角權利義務を尊重する、従て正義といふことを尊ぶのであります。文明の進んだ一等國の國民程此の正義觀が強い様であります。

古往今來、國家盛衰の歴史を見ますると、正義の盛な國程榮え、正義の行はれざる國は衰へるといふことが大體出來ると思はれます。世界のリーダーイングビープルとして自ら矜り、他も亦之を許す英國國民の正義觀は亦格別であります。是れと隣國支那國民とを比較し、其國の榮枯盛衰を思はゞ前に謂ふ通り正義の行はるゝ國は榮え、之を無視する國は、衰ふるといふことが無稽の言てはない。略眼の前に實證せられて居る

様に思はれるのであります。正義の宮殿たる裁判所を不吉の場所なる如く考へ、之を敬遠し、之に親まない、之を理解しないと謂ふ様な、我國從來の一般風潮は、之を改めねばならぬのであります。正義を行ふ裁判所を尊び、裁判所の仕事を國民が理解して、進て之を後援するといふ氣風が起つて來れば、日常の取引は圓滑に行はれる。紛争が起つても裁判所に持ち出すまでもなく、御互の正義心に依て容易に解決が出来ることゝなります。従て國民の日常生活は秩序が出來て來る。總ての仕事が圓滑に行く、仕事の能率が上がる。生産力は増す。國の繁榮は期して待つことが出来るのであります。

證人として裁判所へ出頭することを厭がる、出頭しても眞實のことを述べるといふ誓をしながら尙情實に絡まれ、又は請託を受けて、眞實を述べぬ。之が爲めに裁判は誤まられ正義は行はれないことが往々出來て來るのであります。裁判所に於て、正義が行はれぬ。不道理なこと、不條理なことでも、裁判所へ訴を起して、奇策を弄して

都合のよい證人を立て、嘘八百を述べ立て、貫へは、裁判には勝てるといふことになれば、理を非に托けて、不正義が蔓る。正義は影を潜める。悪は榮え善は滅びることとなるのであります。若し之と反對に、道理が必ず通る、正は必ず勝つ。不道理は通らぬ、邪は必ず負けるといふことになれば、裁判は紊りに起さぬこととなるのであります。裁判を起しても、理を非に托けることは出来ぬとなれば、争は當事者間で、和解して妥協解決して済ますことが多くなると思はれます。

國民一般が、正義に味方する。不正義を撃つといふ思想になり、裁判所へ出れば、正義が行はれる様に、眞實のことを述べる。裁判所は自分が正義を助け、不正義を撃つ場所であるといふ考へを持つて来て、初めて文明國人、法治國の民として、一等國民としての襟度といふことが出来るのであります。斯くして國の裁判は、立派に間違なく行はれるのであります。殊に陪審裁判の如く、國民が裁判に參與する場合には、陪審員たると、證人鑑定人たるとを問はず、一層此の正義の實行といふことに、一般

國民が目醒めて、苟くも不正義の跋扈は之を許さぬと、いふことにならなければ、陪審制度の實績を擧げることとは出来ぬのであります。

一一

今回實施せられんとする陪審制度に依て、國民は陪審員となつて、裁判所の難段に座を連ねて、訟を聴き國民一般民衆の意見を裁判に注入することが出来る様になつたのであります。國民は此の機會に於て、不義を挫き、正義を通すといふ意氣を以て、自ら進んで陪審員となり、正邪曲直を自ら裁くのである、無冠の裁判官となるのである、といふ襟度を持たなければなりません。又證人、鑑定人となり、自己の正義觀に基き、良心の命する所に従て、其の經驗、所信を卒直に披瀝して、國家の裁判が適正に行はれる様に、之を後援するの自覺がなくてはなりません。

今年の陪審員候補者に、當籤した或る人が、裁判所へ出頭するのが厭さに、如何に

したならば陪審員候補者たることを辭することが出来るか、陪審員たることを免れることが出来るかと、いふことを尋ねたと謂ふことでありますが、是れ全く裁判所といふもの、機能作用を辨へず、裁判所が自分達の日常生活の偉大なる保護者であることを理解せず、又陪審裁判といふことの眞の意味精神を了解しないが爲めでありまして、立憲國民として、恥すべきの極みであります。

國民の多數が衆議院議員、府縣會議員、市町村會議員等の候補者には、争てなりたがるが、陪審員候補者たることを欲しない、寧ろ之を忌み嫌ふといふことがありとすれば、是れは我國民一般が、立法行政財政といふ様な國の政治の一部に付ては、理解を持つて居るが、國の政治の主要部分たる裁判に付ては、未だ目醒めて居らぬ、理解を持たない、教養が足らぬと謂ふことを暴露するものであつて、立憲法治國の民としての資格を缺くものでありますから、斯う謂ふ様な考へは早く改めて、名實共に立憲國民、法治國民、文明國民として、恥しからぬ様な教養と覺悟を持つ様に心掛けねば

ならぬのであります。

昭和維新の御代の初めを飾る陪審制度の實施に際して、國民が陪審裁判といふことに充分の興味と理解を得て、英國に於ける如く、陪審の立派な花を咲かせ、見事な實を結ばす様に、國民一般が努力して、世界の大国たる面目を傷けない様に、御互に努力して進むことを希ふて止まないであります。

317
619

昭和三年五月五日印刷
昭和三年五月十日發行

(非賣品)

司法省刑事局

東京市小石川區武島町二十一番地

印刷所 竹中印刷所

